

昭和二十六年四月二日受領
答 弁 第 七 二 号

(質問の 七二)

内閣衆質第七二号

昭和二十六年四月二日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 林 讓 治 殿

衆議院議員今村忠助君提出所得税に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員今村忠助君提出所得税に関する質問に対する答弁書

所得税は、各人の実際の所得に対し個々の実情に応じて課税するものであり、特定の地域或いは特定の業種について特に高率の賦課を行うことはない。

又、公正な税負担の実現を期するため、地域間又は、業種間の課税の均衡については常に留意しているところであるが、飯田市における課税の不均衡について、具体的な事例があれば実情を調査の上適正を期したい。

右答弁する。